

行政書士による成年後見制度への取り組み

コスモス成年後見サポートセンターの 取り組みについて



一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター
理事 曾根寧之

発表の流れ

【発表者/行政書士 曾根寧之】

事務所所在地 高知県四万十市

- ◆地元では後見人等として実務に携わりながら、法人内では「**成年後見制度利用促進委員会委員長**」として中核機関の設置等に関する全国のコスモス支部の取組みを集約し、制度利用促進のための情報提供等を行う職務を担当しています。
- ◆認知症の祖母の介護に奮闘する母親の姿を見て、少子高齢化や若者の県外流出が進み「課題先進県」と言われる高知の中で、地域共生社会の実現のため成年後見制度の普及・発展に取り組んでいます。

- 1 団体の概要
- 2 職種の専門性
- 3 会員支援の状況
- 4 まとめ

1-1 団体の沿革

- 2000年～ 行政書士を主体とした成年後見に取り組むNPO法人設立が各地で相次いで設立される
※地域の実情に合わせた活動が推奨され、各地の行政書士会支援の下設立された団体が活動を開始

- 2010年 4月 全国組織設立の機運が高まり日本行政書士会連合会にて全国組織の設立が承認
- **2010年 8月 一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター設立**
- 2011年 7月 第一回総会開催 14支部 会員数450名
- 2012年10月 25支部 会員数1142名
- 2014年 3月 34支部 会員数1540名
- **2020年 7月 42支部 会員数2028名**

※支部未設置の地域においても、地域の行政書士による任意団体、NPO法人、一般社団等と協定を締結するなど連携し、成年後見制度の普及・利用促進活動、後見人等に就任しております。（各支部の会員数は後述）

1-2

団体の目的等

【目的】

当法人は、高齢者、障害者等が自らの意思に基づき、安心してその人らしい自立した生活が送れるよう財産管理及び身上監護を通じて支援し、もって権利の擁護及び福祉の増進に寄与し、個人の尊厳が保持されることを目的とする。

【活動】

成年後見制度の「担い手」として、専門職として後見人等を担う行政書士を養成、成年後見制度の普及啓発・利用促進に寄与し、行政書士による後見業務の質の向上と不正防止の実効性を確保する。

【行政書士の成年後見制度への取り組み促進のために】

- 全国47支部の設置を目指しています。（現42支部）
- 都道府県の各単位会と連携して当法人への入会を促し、今後の成年後見制度の利用促進の取り組みも踏まえた需要に対応すべく、まずは会員数4,000名を目指しています。

1-3 組織

(1) 受任要請の相談

支援を必要とされている方や自治体・関係機関からのご相談は、直接会員や支部事務局でも受け付けています。会員や支部事務局の連絡先は、コスモス成年後見サポートセンターHPでご確認頂けます。

(<https://cosmos-sc.or.jp/>)

(2) 後見業務の質の向上

全国画一的な入会前研修や更新研修、法改正や業務管理のための更新研修、地域特性や具体的事案に対応した支部研修等を実施しています。(詳細は後述)

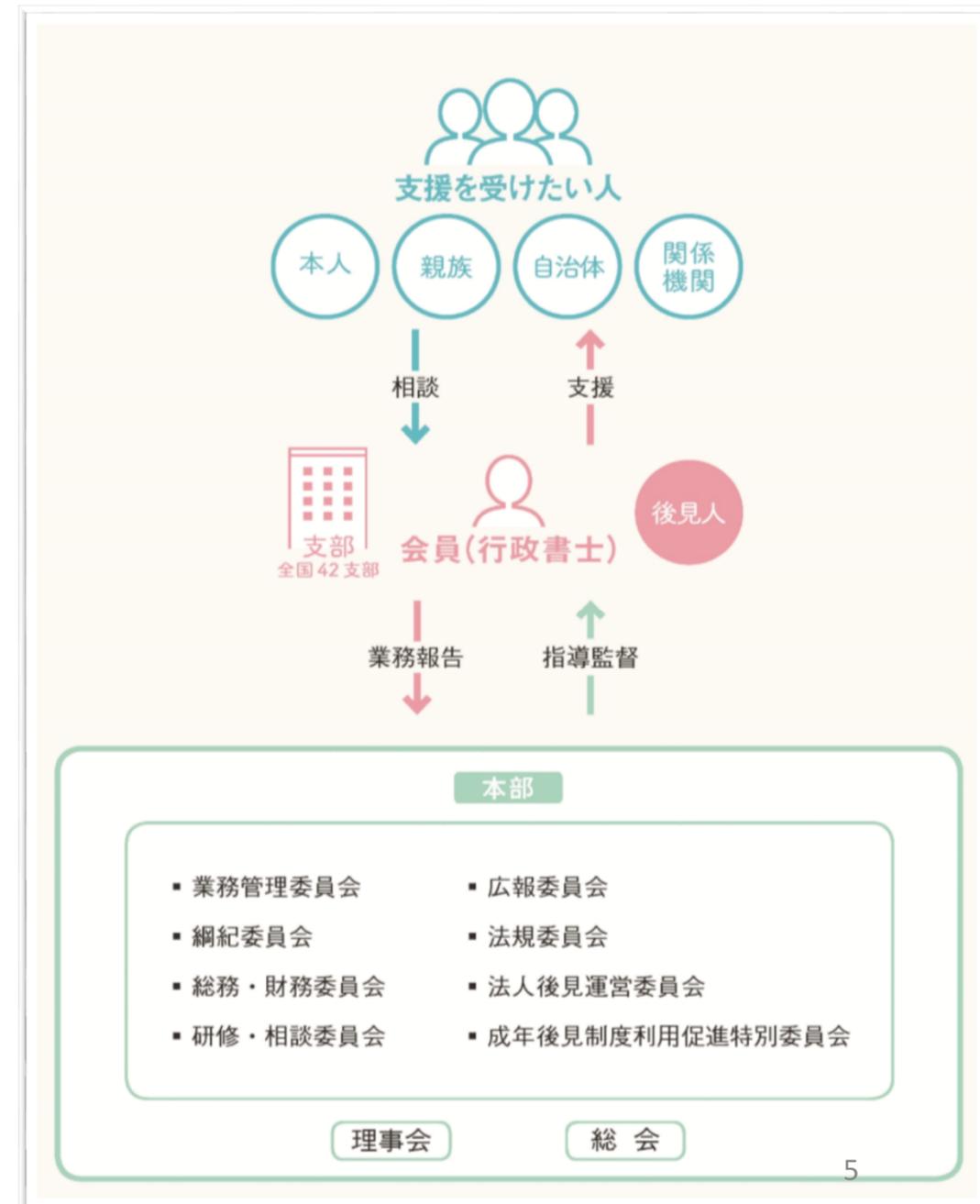
(3) 不正防止のための業務管理

業務管理委員会では、年に4回会員からの業務報告を受け、確認・指導・管理を行っています。(詳細は後述)

(4) 法人後見の検討

今年、法人後見運営委員会を設置し、将来的な実施に向けた準備を行っています。

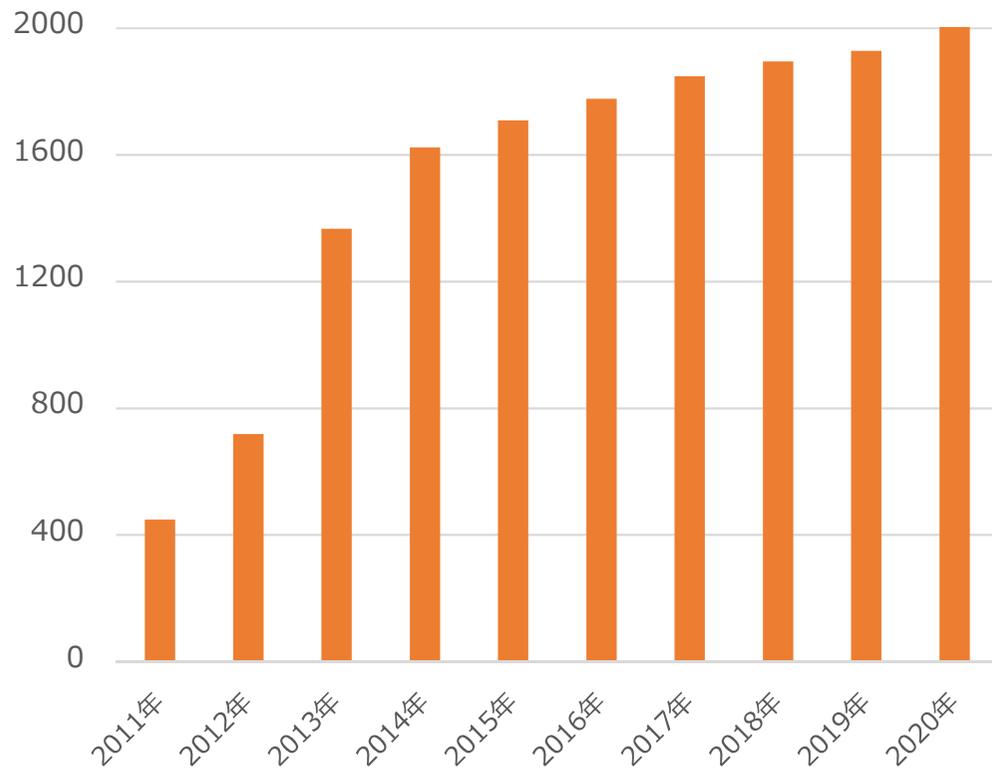
- ・行政などからの法人後見(が相当と思われる)事案の相談が増えてきました。
- ・コスモスが全国組織として法人後見を行うにあたり、リーガル・サポート様、日本社会福祉士会様に人的支援をお願いしています。



1 団体の概要

1-4 会員数

会員数の推移

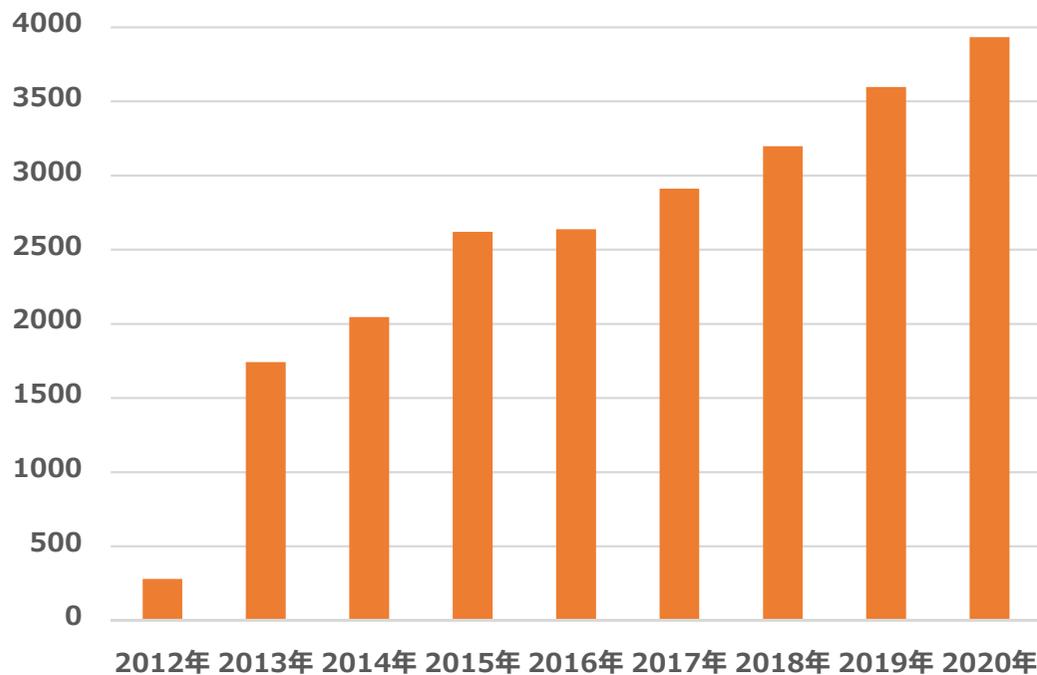


地域	行政書士			地域	行政書士		
	コスモス	行政書士会	入会率		コスモス	行政書士会	入会率
北海道	0	1865	0.0%	滋賀	46	487	9.4%
秋田	34	294	11.6%	大阪	90	3434	2.6%
岩手	38	382	9.9%	京都	27	909	3.0%
青森	14	352	4.0%	奈良	25	448	5.6%
福島	55	719	7.6%	和歌山	13	341	3.8%
宮城	45	978	4.6%	兵庫	42	1876	2.2%
山形	28	412	6.8%	鳥取	27	216	12.5%
東京	0	7096	0.0%	島根	0	263	0.0%
神奈川	484	3073	15.8%	岡山	0	802	0.0%
千葉	93	2186	4.3%	広島	51	1166	4.4%
茨城	20	1191	1.7%	山口	25	479	5.2%
栃木	13	871	1.5%	香川	17	405	4.2%
埼玉	157	2483	6.3%	徳島	30	331	9.1%
群馬	39	1102	3.5%	高知	35	254	13.8%
長野	48	973	4.9%	愛媛	15	549	2.7%
山梨	24	357	6.7%	福岡	41	1618	2.5%
静岡	75	1513	5.0%	佐賀	0	246	0.0%
新潟	40	880	4.5%	長崎	13	413	3.1%
愛知	95	3103	3.1%	熊本	16	653	2.5%
岐阜	28	851	3.3%	大分	25	362	6.9%
三重	53	711	7.5%	宮崎	23	503	4.6%
福井	22	323	6.8%	鹿児島	34	822	4.1%
石川	53	384	13.8%	沖縄	19	409	4.6%
富山	36	395	9.1%	全体	2108	49480	4.3%

- 2021年4月1日現在の行政書士の会員数は2108名です。
- うち兼業者として、税理士19名、司法書士9名、社労士58名、社会福祉士27名（重複含む）
- 全国42支部、支部がない地域においても行政書士団体との連携をとっています。

1-5 受任状況

受任件数推移



➤ 2021年4月1日現在4055件

地域	件数	地域	件数	地域	件数
北海道	0	静岡	44	岡山	0
秋田	85	新潟	48	広島	65
岩手	20	愛知	73	山口	34
青森	3	岐阜	16	香川	4
福島	117	三重	80	徳島	6
宮城	47	福井	5	高知	96
山形	6	石川	112	愛媛	10
東京	0	富山	161	福岡	22
神奈川	1903	滋賀	21	佐賀	0
千葉	178	大阪	138	長崎	10
茨城	2	京都	72	熊本	2
栃木	3	奈良	31	大分	7
埼玉	302	和歌山	6	宮崎	101
群馬	28	兵庫	58	鹿児島	10
長野	36	鳥取	73	沖縄	9
山梨	11	島根	0	全体	4055

➤ 任意933件（うち発効済み52件）

➤ 法定3122件（補助208件、保佐668件、後見2231件、その他監督人15件）

開始原因別割合（認知症：7割、精神障がい：2割、知的障がい：2割 ※重複あり）

『神奈川県支部統計を参考として算出』

2-1

成年後見制度における行政書士の特門性

1 行政書士法

令和元年12月4日行政書士法が改正され、目的規定に、これまでの「業務の適正」「行政手続の円滑な実施に寄与」「国民の利便に資する」に加え、**「国民の権利利益の実現に資する」**との文言が追加されました。

上記法改正は、**行政書士の業務が多様化**しており、その**多様な業務が**国民の**公法上及び私法上の権利利益に関わるもの**であることに鑑みて、法の目的をより実態に即したものとする必要性からなされたものです。

(平成元年11月19日衆議院法務委員会)

このことにより、成年後見制度においても行政書士が専門職としてその業務に関わることは、**成年後見制度における「権利擁護」を含んだ「権利の実現」に資し得る制度である**ことが明確になったと言えます。

2-1

成年後見制度における行政書士の特門性

2 業務規定

法上、行政書士の業務は、**官公署に提出する書類**の作成のほか、遺産分割協議書や各種契約書等の**権利義務に関する書類**、決算書、財産目録、取締役会議事録等の**事実証明に関する書類**の作成が法定業務として規定されています。

上記のほか、官公署に提出する書類に係る許認可等に関する**聴聞、弁明手続等の代理、審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手続について代理**することの規定。

さらに、**契約その他に関する書類を代理人として作成**することの規定。

2 - 2

成年後見制度における行政書士及び業務の特性

3 業務の特性

- 許認可業務においては、個別法に基づく行政手続のほか、**高齢者や障がい者に関係するもの**としては、**各種行政サービスを受ける際の手続、高齢者施設や障がい者施設開設並びにNPO法人や社会福祉法人の設立、もしくは福祉サービス事業の開設手続、運営に関する書類作成**など多岐にわたる法令を根拠にした複雑な手続も行っています。
- 権利義務・事実証明に関する書類の作成としては、**契約書のほか、遺言、相続、任意後見契約に関する書類**の作成など多くの法的書面の作成を業として行っています。

2-2

成年後見制度における行政書士及び業務の特性

4 行政及び関係各所との連携

案件によっては複数の関連法令の要件をクリアする必要があるなど、**当事者と行政機関との間に立つ調整役**としての側面や、司法書士や税理士など**他士業へつなぎ**ながら多面的に業務にあたる側面があります。成年後見においても相談内容を聞き取り精査した上で、例えば、申立支援には司法書士、紛争解決には弁護士など、**必要な支援**に繋げていきます。

5 地域偏在の少なさ

行政書士は**全国約5万人**。比較的**都市部への偏在が少ない**が、コスモスの会員は2100名程度です。**特性を活かしつつ、行政書士の強みをコスモスでも発揮**できるよう今後取り組んでまいります。

2-2

成年後見制度における行政書士及び業務の特性

6 地方ニーズと「寄り添い型」の後見業務の実践

財産管理だけでなく**意思決定支援や身上保護等の福祉的な観点**を持ち、本人を取り巻く**地域・医療・福祉・介護等の関係各所**と**協力・調整**しながら「**寄り添い型**」の成年後見業務を実践します。

3-1 研修制度

入会前研修

行政書士として有する知見を基礎に成年後見に携わることができるようにするもの（全国組織として一定水準担保を目的）

更新研修 （2年毎）

法改正などの知識のアップデートや業務管理についてのフィードバックを中心としたもの（知識・技量の維持向上を目的）

支部研修

地域の実情や特性に対応した内容、受任事例をもとにしたグループワークや、新規受任者のフォローを中心としたもの（個別事案への対応能力の向上を目的）

より良い 研修制度に

コロナ禍以降はオンラインによる研修対応を実施
知識・技量・こころについてバランスのとれた資質向上を図る
ビデオ・オン・デマンドシステムを導入予定（令和3年以内）
そのほか認知症VR疑似体験、意思決定支援ロールプレイ演習

財産管理および身上保護に対応でき
本人に安心して利用いただける人材の育成

3-2 研修カリキュラム

科目名	内容
相談を受ける際の心構え	実習を含む相談の基本姿勢
制度の基礎	成年後見制度の基礎 法定後見の基礎 任意後見の基礎
受任から終了まで	地域での活動と地域からの相談 法定か任意かの検討、公証人との連携 申立～選任後にまず行うこと 身上保護の実務 財産管理の実務 相談機関、法令等 事後報告 変則的な類型による後見事務 生活保護のケース 任意後見の事例 終了事務と死後事務委任
倫理	倫理、行政書士業務との関係
制度利用者や関係者への理解	認知症に関する理解 知的障がいに関する理解 精神障がいに関する理解 親なき後と家族と相談する際の注意点
業務報告の必要性和報告書の作成	業務報告の必要性和実際の業務報告の流れなどを確認する

〈幅広い講師陣〉

- 外部講師：学識者、行政、社会福祉法人、社会福祉協議会、ケアマネジャー、弁護士、司法書士、社会福祉士、公証人、家裁書記官等
- 内部講師：基礎、事例研究、情報共有

3-3

会員へのバックアップ体制

受任者フォロー

- 会員を対象とした相談窓口の設置
- 業務報告についてのフィードバック体制
- 基本計画等に関する情報共有（各地の取組み、先行事例）

支部受任者フォロー例

- 情報交換会
- 経験者による初心者フォロー

初動に戸惑うことが多い初めて受任する会員に、初回報告や家裁への定期報告まで、支部内の経験者が伴走して業務をフォローする支部もある

（OJTに類似の体制）

3 - 4

不正防止のための業務管理体制

コスモスの業務管理の特徴

- **年4回（3ヶ月に1回）** という短いスパンで実施している。
- 事務経過記録の確認により、訪問回数やその内容等、**身上保護の面をチェック**している。
- 財産管理の面でも、管理財産に金額でボーダーラインを設けるのではなく、**少額でも利益相反について厳しく確認**している。
- 移行型任意後見契約において、本人の判断能力が低下しているにも関わらず任意後見監督人を選任せずに財産管理を続けることが不正の温床となり問題となっているところ、会員が受任者となる場合には、**財産管理を開始して以降は3か月ごとに委任事務の処理状況について報告することを契約書の中に明記する**ことで業務管理を行っている。

3 - 4

不正防止のための業務管理体制

業務管理による不正防止や早期発見に繋がる仕組み

- **業務管理の存在** 自体がひとつの**抑止力**になる。
- **報告サイクルが短い**ことで、**異変に早く気がつく**。
- **提出回数が多い**ことで、**不正隠ぺいの時間を与えない**。

既存の不正防止施策との関係

- **家裁や監督人が行う監督に上乗せ**する形で業務管理を行い、**家裁等の了解の有無の確認**をする場合もある。
- 家裁ごとに信託や支援預金の利用を求められるか否かの判断が異なるので、
信託や支援預金についても通帳の写しや残高記録の提出を求めている。

3 - 5

地域連携ネットワークへの取り組み事例

利用促進のために取り組むべき課題

- 地域の実情にあわせ、小さく生んで大きく育てるために、まずは**広報・相談機能の整備**
- 後見人等としての**担い手確保**や、**地域連携ネットワークにおける相談対応、チーム支援**

当法人が取り組むべきこと

- **市町村や関係団体との積極的な連携**
- **専門性を生かした後見業務と担い手としての体制整備**

3 - 5

地域連携ネットワークへの取り組み事例

具体的な取り組み事例

- **行政や社協との共催あるいは後援を受けての市民向け相談会の実施**
- 本人や親族だけでなく、**市町村職員や医療・福祉施設の職員、地域の区長**さんや**民生委員**の方々にも成年後見制度に関する理解を深めて頂くための**講師派遣**
- **後見制度をより身近に**感じてもらうための活動（**寸劇、パネル展等**）
 - ⇒ **関係機関と一緒に活動**することで少しずつ**当法人への理解**も進み、各地の利用促進に関する協議会や検討会とともに地域課題に取り組む社会資源の一つとして認識されつつある。

3 - 5

地域連携ネットワークへの取り組み事例

受任依頼や相談元

- 市町村の高齢者や障がい者支援の担当課、社会福祉協議会、地域包括支援センター、医療機関の地域連携室、介護施設や相談支援事業所の相談員など。
- 家庭裁判所からの推薦依頼も着実に増えておりますが、高齢者や障がいを抱えている皆さんに近い立場におられる自治体や地域の関係機関からの相談が多い。

二次相談先としての役割

- 県内の金融機関と協定を結び、窓口で成年後見制度の利用を必要とする預金者に対して支部が速やかに会員を派遣し、また職員向け講習会へ講師派遣により、制度説明や必要な支援への繋ぎの助言（山梨）
- 市民後見人養成研修の講師派遣や社協設置の権利擁護センターにて課題整理の相談先として会員がアドバイザーとして定期的対応（高知）

3 - 5

地域連携ネットワークへの取り組み事例

連携活動事例



➤大阪府や奈良県、長崎県では、
成年後見をテーマにした寸劇も
好評を得ています。

また、三重県では劇団を立ち上げ市民
向け公開講座として講演を実施し、市
や社協での成年後見に関するパネル展
を開催するなど精力的に活動していま
す。

3 - 5

地域連携ネットワークへの取り組み事例

知的障がい、精神障がいのある方の制度利用

➤ 相談に至る経緯

○ ご家族からのご相談

いわゆる「**親亡き後の問題**」として、親が元気なうちに成年後見制度を活用したいが、**信頼できる後見人に出会えるか**。

○ 入所施設や病院からのご相談

ご家族と離れた施設や病院で生活していて、**ご家族が高齢**となり関わりが難しくなってきた場合や、すでに**関係者が死亡**するなどして**身寄りがなくなってしまう入所者の財産管理やサービス利用契約**を今後どうすれば良いか。

➤ 後見事務の特徴

・本人の**気持ちを読み解く**ため、**障がいの特性**に理解を深め生活歴や選好を知り、**長期**にわたる関わりの中で本人やご家族に**寄り添う**こと

3 - 5

地域連携ネットワークへの取り組み事例

知的障がい、精神障がいのある方の制度利用

▶ 当法人の取組み

○ 研修

障がい者施設や病院に勤める社会福祉士や精神保健福祉士を講師に招き、知っておくべき障がいの特徴や関わり方のポイントについて、当事者に近い立場から専門的に見た後見等事務を学ぶ。

○ 講演会等

自治体や地域包括支援センターと共同で実施する施設職員や相談支援員を対象とした研修などを実施。参加された方から、自分の施設入所者の後見事務に関する相談や職員や家族向けの講演会の講師を依頼されることもある。具体的相談には中核機関の窓口を紹介したり、他土業へつないだりして、対応している。

3 - 5

地域連携ネットワークへの取り組み事例

任意後見制度の利用促進

▶任意後見制度の意義

- 本人の意思を尊重し自分らしく生きるため
- 支援を頼みたい人や委任する内容について自由に決めることができる
- 将来型によって、継続的に関わることによる切れ目のない対応が期待できる

▶利用促進への課題

○不正の温床

移行型任意後見の場合で、本人の判断能力が低下しているにも関わらず、任意後見監督人を選任せずに財産管理を続けること

○メリットの周知

独居高齢者の見守りの目、日常動作が難しくなってきた場合に財産管理等の事務処理を行ってくれる代理人⇒**財産管理等委任契約**

本人が死亡した後の事務⇒**死後事務委任契約**

3 - 5

地域連携ネットワークへの取り組み事例

任意後見制度の利用促進

➤ 当法人の取組み

○ 業務管理

事前の契約書確認と共に**3か月ごと**に**委任事務の処理状況**について**報告すること**を**契約書の中に明記**する。

○ 任意後見に関する**事例の蓄積と研修**

➤ 相談に至る経緯

- ・ 在宅で比較のお元気な方への丁寧で長い対応が必要となるケース
- ・ いわゆる「おひとり様」の支援として、例えば入院し急速な容体の悪化が予想され、将来的な死後の事務処理を期待してご相談されるケース等

4 地域連携ネットワークにおけるコスモスの役割

成年後見制度の『担い手確保』としての貢献

- 専門性や業務特性を生かした後見事務
- 地方や中山間地域での活動
- 後見人等の育成とフォロー
- 業務管理による不正防止

関係機関との連携

- 連携した制度広報活動
- 各種研修会等への講師派遣
- 二次相談先としての関わり
- 親族、行政、専門職団体、医療・福祉関係機関等との連携によるチーム対応